事務連絡

各都道府県 財政担当課 市町村担当課 地方創生担当課 新型コロナウイルス感染症対策担当課

内閣府地方創生推進室内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における 「協力要請推進枠」の取扱いの変更等について (酒類販売事業者に対する支援)

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の協力要請推進枠については、令和3年5月20日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における「協力要請推進枠」の取扱いについて(酒類販売事業者に対する支援)」(以下「令和3年5月20日付事務連絡」といいます。)において、酒類販売事業者に対する支援金の取扱いをご連絡していたところですが、飲食店への酒類の提供停止を伴う休業要請等が長期間に及ぶなど、酒類販売事業者を巡る状況が深刻化していることを踏まえ、支援金の取扱いについて下記のとおりとすることとしましたのでお知らせいたします。

記

〇 酒類販売事業者に対する支給金額について

酒類販売事業者に対する支援金の取扱いについては、令和3年5月20日付事務連絡において支給する金額をご連絡していたところですが、今般、同事務連絡1(4)を下記のとおり改訂し、月間収入の減少割合が70%以上の事業者に対し、新たに月次支援金の上限に上乗せして支給できることといたしました。本取扱いは、4月以降の支給分について適用いたします。

(4) 支給する金額

支給する金額の上限については、以下のいずれか小さい金額とします。

- ・個人事業者等の場合:10万円(※1)中小法人等の場合:20万円(※1)
- ・売上減少額から月次支援金の給付額*2を控除した金額

ただし、月間事業収入の減少割合が70%以上の場合は、以下のいずれか小さい金額とします。

- ・個人事業者等の場合:20万円(※1)中小法人等の場合:40万円(※1)
- ・売上減少額から月次支援金の給付額※2を控除した金額

※1:支給額については、上記の金額以下で都道府県の判断により決定することができることとします。

※2:支給事務の迅速化の観点から、都道府県の判断で、月次支援金の給付額にかえて、個人事業者等の場合は10万円、中小法人等の場合は20万円とすることができることとします。

【照会先】

(1) 酒類販売事業者に係る支援策について 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室 企画 2 担当 髙橋・高橋・名取・廣瀬・山野・鈴木 矢部・小林・西中・寺井 直通 03 (6257) 3086

内閣府地方創生推進室 臨時交付金担当 畑・中山・上坂・大矢・須田・福田 直通 03 (5501) 1752

(2) 臨時交付金全般について 内閣府地方創生推進室 臨時交付金担当 畑・中山・上坂・大矢・須田・福田 直通 03 (5501) 1752